

職雇企発 0729 第 2 号
平成 28 年 7 月 29 日

各都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
雇用開発企画課長

耐震診断結果公表に伴う事業活動縮小に係る雇用調整助成金
の適用について

日頃より雇用安定事業の実施に御尽力いただき感謝申し上げます。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）の一部改正により、旅館等の事業主は、同法が規定する建築物について耐震診断を行い、その結果を平成 27 年末までに所管行政庁に報告することが義務付けられており、今後、報告を受けた所管行政庁が耐震診断結果をとりまとめて公表することとなっている。

については、耐震診断結果公表に伴う風評被害によって事業活動が縮小した事業主から雇用調整助成金の利用について希望があった場合、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏のないようお願いする。

記

1 対象事業主

事業主からの聴取等により、耐震診断結果公表に伴う風評被害によって事業活動が縮小したことが確認された事業主については、雇用調整助成金の対象とする。

2 耐震診断結果公表に伴う事業活動縮小にかかる雇用調整助成金の取扱い

耐震診断結果公表に伴う風評被害により生産指標が低下したことが確認されてから、休業に入るまでに一定期間を要する場合は考えられる。そのため、本件に該当するケースについては、通常、休業開始 2 週間前を目処に提出を受ける計画届について、計画届の提出から 6 か月以内に休業を開始することも認めることとする。

この場合、「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(様式第 1 号(2))、

様式第 2 号 (2))」中、表面「判定基礎期間（出向開始日）の前」とあるのは「計画届提出前」に、裏面 3「対象期間が属する月」とあるのは「計画届が提出された月」に、「雇用調整実施事業所の雇用指標の状況に関する申出書（様式第 1 号(4)、様式第 2 号 (3))」中、「初回の判定基礎期間（出向開始日）の初日が属する月」とあるのは「計画届が提出された月」と読み替えるものとする。

また、計画の変更により変更届が提出された場合であっても、生産指標及び雇用量の再確認は行わないこととする。

3 事業主への周知

この取扱については、ハローワーク窓口や、事業主団体等を通じるなどにより周知すること。

なお、周知に当たっては、耐震診断の対象となっている建築物は、

- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物
- ・学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物
- ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なものであることに留意すること。

4 適用日

平成 28 年 8 月 1 日から適用する。